議員提出意見書案第９号

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業の継続を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成２６年１２月１８日

教育福祉常任委員長　　丸　本　由　美　子

須賀川市議会議長　　市　村　喜　雄　　様

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災及び原発災害以降、被災地の教育現場は、以前とは違った様々な教育課題を抱えている。

福島県の双葉地区では、未だに再開できない小中学校が6校ある。また、臨時的に再開している学校の多くでは、実験・実習設備がなかったり、運動施設がなかったりと、教育設備および教育環境が十分に整っていない中で教育活動が行われている。

現在も多くの子供たちが県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子供が多くいる。特に仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子供たちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスで通学していたり、保護者の送迎により通学したりしている子供も多くいる。

被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成23年度の国の第1次補正予算で創設され、第3次補正予算で平成24年度から26年度までの3か年分の経費が措置されている。この特例交付金により、被災した子供たちに対しては、学校で学ぶための諸経費及び通学費（スクールバスの諸経費を含む）等の補助が行われてきた。高校生に対しては、奨学金の給付として行われてきた。

福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子供の就学支援が行われている。この被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援は極めて重要であり、平成27年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子供たちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、強く要望する。

記

1　被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業を平成27年度も継続して実施できるよう、特例交付金制度の継続と必要な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１２月　　日

福島県須賀川市議会議長　　市　村　喜　雄

復興大臣

文部科学大臣　　宛

総務大臣

財務大臣